

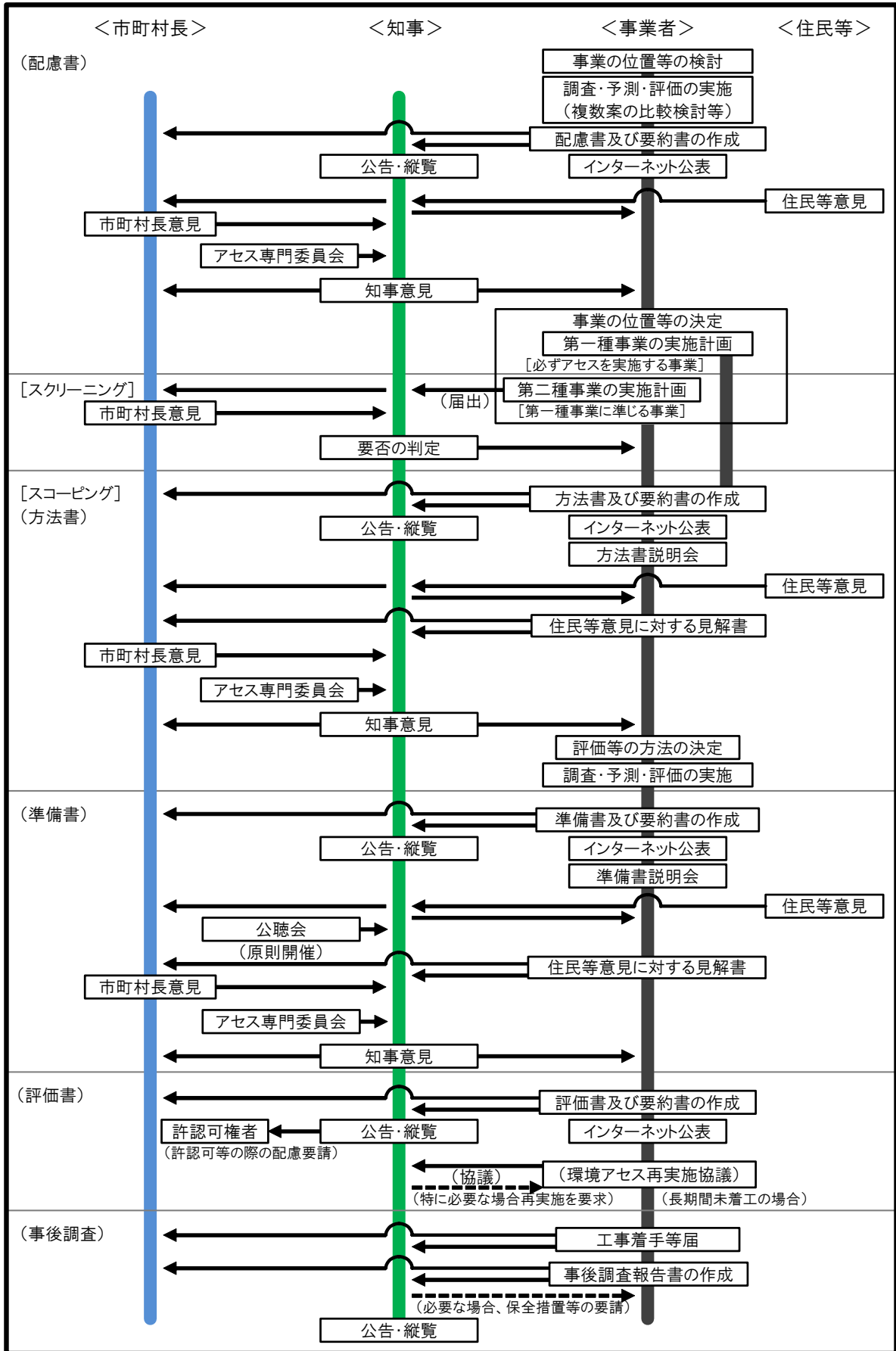
資料 8 府環境影響評価条例の対象事業の概要

事業の種類・内容	第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路の新設及び改築の事業		
(1)一般国道等	4車線・長さ7.5km以上	4車線・長さ5km～7.5km
(2)林道	幅員6.5m以上・長さ15km以上	幅員6.5m以上・長さ10km～15km
(3)特定地域*を通過する林道	幅員5m以上・長さ10km以上	—
(4)その他の道路	4車線・長さ7.5km以上	4車線・長さ5km～7.5km
2 ダム新築等事業		
(1)ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha～75ha
(2)堰	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha～75ha
(3)放水路	土地改変面積75ha以上	土地改変面積50ha～75ha
3 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業		
(1)普通鉄道	長さ7.5km以上	長さ5km～7.5km
(2)新設軌道	長さ7.5km以上	長さ5km～7.5km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業		
	滑走路長さ1,875m以上	滑走路長さ1,400m～1,875m
5 発電所の設置又は変更の工事業		
(1)水力発電所	出力22,500kW以上	出力16,500kW～22,500kW
(2)火力発電所	出力112,500kW以上	出力84,000kW～112,500kW
(3)風力発電所	出力1,500kW以上	—
6 廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業		
(1)最終処分場	埋立処分場所面積5ha以上	—
(2)廃棄物焼却施設	処理能力4t/時間以上	—
(3)し尿処理施設	処理能力100kL/日以上	—
7 水面の埋立て及び干拓の事業		
	面積40ha以上	面積30ha～40ha
8 土地区画整理事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
9 新住宅市街地開発事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
10 工業団地の造成事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
11 新都市基盤整備事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
12 流通業務団地造成事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
13 住宅団地の造成事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
14 工場又は事業場の設置又は変更の事業		
	最大燃料使用量15kL/時間以上 平均排出水量1万 ³ /日以上	最大燃料使用量10kL/時間～15kL/時間 平均排出水量7,500m ³ /日～1万m ³ /日
15 農用地の造成の事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
16 レクリエーション施設用地の造成事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
17 8～13、15及び16の事業のいずれか2以上の事業が併せて1の事業として行われるもの		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha

備考 *「特定地域」とは、自然公園法、森林法、府環境を守り育てる条例等で指定等が行われた地域をいいます。

注意 京都市内で実施される事業については、原則として、京都市環境影響評価等に関する条例が適用されます。

資料 9 府環境影響評価条例手続の流れ



資料10 環境影響評価手続実施事業一覧（27年12月末現在）

手続の種類	事業の種類	事業名	場所	縦覧開始日			
				配慮書	方法書	準備書	評価書
法アセス	道路	京奈和自動車道 (大和北道路)	木津川市ほか	—	16年11月9日	18年9月26日	20年4月25日
	鉄道	奈良線第2期複線化事業	京都市ほか	25年11月5日	26年3月3日	27年3月2日	
条例アセス	一般廃棄物 焼却施設	長谷山清掃工場更新事業	城陽市	—	13年3月2日	15年4月18日	16年1月9日
		折居清掃工場更新事業	宇治市	—	25年1月8日	26年11月28日	27年10月13日
	産業廃棄物 焼却施設	(仮称)綾部総合工場	綾部市	—	20年2月1日	24年2月10日	25年3月15日
閣議アセス	道路	京都市道高速道路1号線	京都市	—	—	6年5月16日	6年11月1日
要綱アセス	レクリエーション施設 等	ジャパングレンリーフカントリークラブ	亀岡市	—	—	2年4月10日	2年11月6日
		(仮称)丹波高原ゴルフ場	京丹波町	—	—	2年6月12日	3年3月8日
		(仮称)サンディエゴカントリークラブ日吉コース	南丹市	—	—	3年7月19日	4年3月31日
		(仮称)宝山ゴルフ倶楽部	亀岡市	—	—	3年10月15日	4年4月24日
		ロイヤルクラシックゴルフ&リゾートクラブ	京都市	—	—	3年11月12日	4年5月19日
		(仮称)京都奥山田CC	宇治田原町	—	—	7年8月22日	9年7月8日
	道路	近畿自動車道敦賀線 [閣議アセス]	舞鶴市	—	—	2年8月14日	3年7月19日
	電気工作物	舞鶴発電所 [省議アセス]	舞鶴市	—	—	6年5月2日	7年1月17日
要綱アセス (都市計画)	道路	京都縦貫自動車道綾部宮津線 [閣議アセス]	綾部市ほか	—	—	2年8月17日	2年11月27日
		第二名神自動車道宇治田原城陽線 [閣議アセス]	城陽市ほか	—	—	3年3月14日	3年9月24日
		京都高速道路 [閣議アセス]	京都市	—	—	4年10月16日	5年3月16日
		京都縦貫自動車道丹波綾部線 [閣議アセス]	京丹波町ほか	—	—	5年10月15日	6年2月14日
		第二名神自動車道城陽八幡線 [閣議アセス]	京田辺市ほか	—	—	6年5月10日	7年7月7日
		鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線	京丹後市ほか	—	—	11年1月5日	11年4月16日
	土地区画 整理事業	精華台土地区画整理事業 [閣議アセス]	精華町	—	—	3年6月14日	3年8月2日
		木津中央特定土地区画整理事業 [閣議アセス]	木津川市	—	—	7年5月12日	7年8月25日

- 注1 京都府環境影響評価要綱の施行（元年9月）以降に実施されたものを掲げています。
 2 「法アセス」は、環境影響評価法に基づき行われたものです。
 3 「閣議アセス」は、昭和59年の閣議決定に基づき行われたものです。
 4 （都市計画）は、都市計画決定の手続の中で行われたものです。
 5 舞鶴発電所の「省議アセス」は、昭和52年の通商産業省省議決定に基づき行われたものです。
 6 方法書手続は、環境影響評価法及び条例で導入された制度で、それ以前の制度にはありません。
 7 配慮書手続は、法では25年4月から、条例では26年7月から導入された手続です。
 8 京都市の制度による手続が行われた事業は含んでいません。